

長池農産物直売所リップルの管理運営に係る募集要領

長池農産物直売所リップルの管理運営について、胎内市長池農産物直売所条例施行規則第3条の規定に基づき、下記施設の管理運営者を募集する。

1 施設の概要

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| (1)施設名称 | 長池農産物直売所 | リップル |
| (2)所在地 | 胎内市築地2860番地 | |
| (3)構造及び建物面積 | 鉄骨造 | 平屋建 499.93㎡ |
| (4)敷地面積 | 5,362㎡ | 駐車場47台 |
| (5)建築年月 | 平成17年4月 | |

2 申請の資格

次に掲げる要件の全てに該当する事業所・団体であること。

- (1) 受託期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営することができること。
- (2) 県内に事業所を有する者（個人事業主においては、県内に住民票上の住所地及び主たる事務所を有する者）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 国税及び地方税を滞納している者。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により当市における一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年間を経過していない者。
 - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続をしている者。
 - ⑤ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている者。
 - ・破産者で復権を得ない者。
 - ・禁錮以上の刑に課せられその執行を終わるまで、若しくはその執行を受ける予定がなくなるまでの者、又は禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者。
 - ・暴力団である者又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年間を経過しない者の統制下にある者。
 - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者。
 - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする者。
 - ・特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)又は公職にある者。

3 申請受付期間

令和5年12月4日(月)から令和5年12月28日(木)午後5時まで

4 選定基準

- (1) 直売所の設置目的に基づく管理運営を図られるものであること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービス向上を図られるものであること。
- (3) 直売所の効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) 直売所の適切な維持管理及び管理経費の縮減を図られるものであること。

(5) 直売所の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

5 管理運営業務の範囲

- (1) 市内農業者による農産物等の共同販売に関する業務
- (2) 農産物等の販売促進及び地産地消に関する業務
- (3) 施設の使用許可（施設の目的外使用許可を除く）に関する業務
- (4) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※ 直売所の管理運営経費の負担区分については、胎内市農産物直売所条例（平成17年条例第176号）及び、胎内市農産物直売所条例施行規則の規定によります。

6 管理運営期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

7 管理運営委託料

なし

8 管理運営に要する経費

受託者の負担とする

9 販売収入

受託者の収入とする

10 募集説明会（現地見学会）及び質問の回答について

募集要領等に関する説明会及び本施設の現地見学会は実施しませんが、説明等は随時受付をします。尚、募集期間中に質問があった場合は、その回答を市のホームページに掲載します。詳しくは農林水産課農村交流係までお問合せください。

11 申請方法

管理運営受託者申請書及びその関係書類を農林水産課農村交流係に持参又は郵送により提出してください。

管理運営受託者申請書及びその関係書類はホームページよりダウンロードしていただくか、農林水産課農村交流係に備え付けてあります。

12 受託者の決定方法

書類審査のほか、必要に応じて面談またはプレゼンテーション審査を行い、おおむね令和6年1月中に受託者を決定します。

13

申込み・問合せ

胎内市農林水産課 農村交流係
〒959-2693 胎内市新和町2番10号
TEL: 0254-43-6111
E-mail: koryu@city.tainai.lg.jp